

里帰り出産される方へ

お問合せ
こども家庭センター
0285-22-9527



里帰り先でも、下記に記載されている内容を利用することができます。ご活用下さい。

妊産婦健診・医療費等の助成関係

※償還払い対象（申請は小山市）は以下のとおりです。

妊産婦健康診査

小山市が委託契約を結んでいない医療機関で妊婦健診・産婦健診を受診された場合、受診後、1年以内に申請をすることで、受診券に記載された金額分が戻ってきます。必ず「領収書」「明細書」をお持ちください。

新生児聴覚検査

出産後、入院中に新生児に実施する検査です。「領収書」「明細書」をお持ちください。

※検査単体の領収書がない場合は、入院費の内訳の中に入っている場合があります。

1か月児健康診査

お子様の産後1か月健診の受診分も償還払いの対象となりました（令和6年4月から）

必ず「領収書」「明細書」をお持ちください。

※妊婦歯科健診は、小山市が委託している医療機関のみでの対応となりますので、委託外の医療機関で受診された場合は、償還払いの対象となりませんので、ご注意ください。

里帰り先で利用できるサービス関係



里帰り先での訪問

小山市では、生後2か月頃に赤ちゃん訪問を行っていますが、里帰り先の市町村でも、訪問を受けることができます。また、里帰り先で赤ちゃん訪問を受けた場合も、栃木県支え愛事業のプレゼント、子育て応援ギフトの支給対象となります。赤ちゃん訪問連絡票に里帰り先の住所等をご記載の上、小山市からの、赤ちゃん訪問の日程調整の連絡の際に、里帰り先で赤ちゃん訪問を受けたい旨をお伝えください。

里帰り先での予防接種（予防接種を受ける前にご相談ください）

里帰り先のクリニック等で予防接種を受けることも可能です。予防接種を受けたい医療機関が決まりましたら、健康増進課保健予防係（0285-22-9526）にご連絡ください。医療機関あての依頼文、および受けたいワクチンの予診票等を里帰り先のご住所にお送りさせていただきます。

里帰り先での乳幼児健康診査（集団健診のみ対象、個別健診は自己負担となります）

里帰り期間が生後4か月以上になる場合、乳幼児健診等を里帰り先で受けることも可能です。ただし、里帰り先の市町村が直接実施している集団健診の場合のみ対象となりますので、ご了承ください。

※股関節脱臼の健診は小山市が委託している医療機関のみでの対応となりますので、委託外の医療機関で受診された場合は、償還払いの対象となりませんので、ご注意ください。